

歌合判者としての源顕房

総合研究大学院大学 文化科学研究科 日本文学研究専攻 花上 和広

要 旨

源顕房は、土御門右大臣源師房二男であり、『後拾遺集』以下に十四首入集の勅撰歌人である。

本稿の目的は、顕房が判者を務めた「承暦二年四月廿八日内裏歌合」と「寛治七年五月五日郁芳門院根合」のそれぞれの判詞、並びに『袋草紙』『八雲御抄』『栄花物語』等に記された歌合に関わる顕房記事を検討することで、歌合判者としての顕房の活動について和歌史的な位置づけをすることである。

歌合判者になる条件は、身分の高い貴族であることや、重代歌人であることなどがあげられる。顕房は撰閲家にも天皇家にも繋がりがある重臣であり、権門歌人として判者を行うのは、責務でもあった。

判者としての顕房の研究については、『承暦二年四月廿八日内裏歌合（廿卷本系）』の判詞を中心に研究が積み重ねられ、伝統に寄り添うばかりの判定や持が多いこと等により、その評価は低いものであった。しかしながら、『袋草紙』所引の判詞や周辺の歌学書等における顕房記事を子細に検討することを通して、評価できる場所も見えてきた。確かに顕房は、歌合の伝統的なスタイルも守り、また持を多くするなどの判定をしたが、それは勝敗よりも歌合を融和的にすすめることを重んじたからである。

顕房は、若い時から「春秋歌合」等に参加し、方人などで活発に論難をし、その論難内容は回りからも評価されるものであった。歌合判者となり、その番いを判定するにあたっては、証歌をあげるなど根拠を示した判定をしている。また判定を下す前には方人たちと論難をするのは常のことであったという。時代の流れでもある論難の場（出席していた歌人たちに自由にして激しいやりとりの場）を設けたことも顕房の功績として評価されるべきである。

院政期という、歌合が伝統的で遊戯的なものから文芸性の高いものへと変わる転換期に、顕房は一方では歌合の伝統的な規範を守り、勝敗より左・右方の融和性を保つことに重きを置くとともに、他方では和歌の文芸性を高めるために論難する場を設ける、という二つの面を合わせ持つ判者であった。

キーワード：源顕房 歌合判者 院政期 歌合の判定 顕房の二つの態度

- 一. はじめに
- 二. 新出資料紹介と当該歌合のこと
- 三. 二つの判詞の検討
- 四. 頭房の判者としての振る舞い
- 五. まとめ

一. はじめに

源頭房は、土御門右大臣源師房二男、母は道長女尊子である。従一位右大臣に至る。同母兄に左大臣俊房、妹に関白藤原師実室麗子がいる。

父師房は村上天皇皇子具平親王の息子で、源氏姓を賜った村上源氏の祖である。師房は藤原頼通の猶子となり、さらに頼通の異母姉妹の尊子を室にむかえるなど、撰閲家と近い関係を築く。そのつながりは当然頭房にも及んだ。また頭房の娘賢子は、師実の養女となり、さらに白河天皇中宮になるなど、天皇家とも近い関係を築く（関係系図は巻末参照）。

頭房は『後拾遺集』以下に十四首入集の勅撰歌人である。歌合において代作をしたり、また同時代の内大臣以上の公卿に比して、『後拾遺集』『金葉集』に多くの歌が入集したりするなど、当代においてその評価は高かった権門歌人と考えられる⁽¹⁾。

権門歌人の頭房にとって、歌合の判者を務めることは、重要な仕事であった⁽²⁾。頭房の父師房、兄の俊房も歌合判者をしている。

頭房は若い時から歌合に関わってきた⁽³⁾。特に歌合判者としては、『承暦二年四月廿八日内裏歌合』と『寛治七年五月五日郁芳門院根合』の二つの歌合に関わった。『承暦二年四月廿八日内裏歌合』の判詞には、甘巻本系と『袋草紙』所引のもの⁽⁴⁾があり、萩谷朴氏⁽⁴⁾によれば、甘巻本系の判詞は右方の人の記録とされ、『袋草紙』所引の判詞は左方の人の記録とされる。『寛治七年五月五日郁芳門院根合』の判詞は、『中

右記』所収⁽⁵⁾のものと『袋草紙』所引のもの⁽⁶⁾の二つがある。

歌合判者としての頭房の活動等に言及した研究には、甘巻本系の「承暦二年四月廿八日内裏歌合」を中心に次のものがある。

- ・岩津資雄氏『歌合せの歌論史研究』（早稲田大学出版会 一九六三年）
- ・上野 理氏『後拾遺集前後』（笠間書院 一九七六年）
- ・浅田 徹氏「歌合判詞史における白河院政期（一）―序説・前史―」（『文藝と批評』第八巻 第三号 一九九六年五月）
- ・鳥井千佳子氏「承暦二年内裏歌合の二種類の判詞について」（『百舌鳥国文』第一六号 二〇〇五年三月）
- ・安井重雄氏「歌合における「よき持」について―俊成を中心に―」（『藤原俊成 判詞と歌語の研究』所収（笠間書院 二〇〇六年））
- ・高野瀬恵子氏「内裏歌合 承暦二〇〇二年四月二十八日」の項目（『和歌文学大辞典』古典ライブラリー 二〇一四年）

岩津氏は、甘巻本系の「承暦二年四月廿八日内裏歌合」の判詞を取り上げ、判者頭房の無能ぶりを指摘する⁽⁶⁾。上野氏は、白河院近臣グループ（右方）と師実や経信などの撰閲家に属するグループ（左方）が対立していることを述べ、頭房が左方に肩入れしていると指摘する⁽⁷⁾。安井氏は、歌合における持という観点より、判者頭房が自分に向けられる批判を回避する態度に言及している⁽⁸⁾。鳥井氏は甘巻本系と『袋草紙』所引の二種類の判詞それぞれの編集目的に注目をすべきだとする⁽⁹⁾。高野瀬氏は「…二種類の判詞の存在は、この時代における詠作のあり方と、それを背景とした和歌批評の姿を伝えて意義深い」⁽¹⁰⁾とする。浅田氏は、判詞史という視点より、当該歌合の判詞に言及している。

研究的に見ると、二つの歌合は論難の行われた歌合で、衆議判に近いものとされる。また、持が多いことも特徴の一つといえる。それぞれ

に複数の判詞が存在するが、「承暦二年四月廿八日内裏歌合」の場合、廿卷本系の判詞の方が取り上げられて、顕房は判者としては低い評価にとどまっている⁽¹¹⁾。

本稿の目的は、顕房が判者を務めた二つの歌合のそれぞれの判詞、並びに『袋草紙』『八雲御抄』『栄花物語』等に記された歌合に関わる顕房記事を検討することで、歌合判者としての顕房の活動について和歌史的な位置づけをすることである⁽¹²⁾。

二. 新出資料紹介と当該歌合のこと

二つの判詞を検討する前に、新出資料について、紹介をする。

日本書道美術館で行われた「二〇一五年 秋季特別展（九月二十三日～十一月二十九日）」において、『二十卷本類聚歌合内裏歌合 承暦二年四月廿八日』が展示された。この資料は、堀部正二氏が『纂輯類聚歌合とその研究』（大学堂書店 一九六七年）で紹介した妙法院本の親本とされるものである。この新出資料により、従来誤写と思われた部分を修正することができた。妙法院本を底本とした『新編国歌大観』は六番が、

六番 菖蒲 左持 ……

…判者、右のうたのけふよりのむらん、いまはじめたりとて、右まくとさだめられぬ、…

とある。判詞に「…右負くと定められぬ」とあるのに、判定は「六番 菖蒲 左持」となっていて、内容に齟齬があった。新出本文は該当部分が、

六番 左勝 昌蒲 ……

…判者、右のうたのけふよりのむらん、いまはじめたりとて、右まくとさだめられぬ、…

とあり、判定が「六番 左勝 昌蒲」となっているので、内容的にはこれが正しい。

次に「承暦二年四月廿八日内裏歌合」と「寛治七年五月五日郁芳門院根合」における勝・敗・持状況を示すとともに、それらの歌合で扱われたものと同じ番いが載っている『袋草紙』所引のものの状況、さらに『袋草紙』所載の経信判や匡房判が載っている状況を示したのが次の表である。

〔承暦二年四月廿八日内裏歌合〕

番い	勝・持	廿卷本系	『袋草紙』	『袋草紙』所載経信記評
一番	左勝	○	○	
二番	持	○	○	○
三番	持	○	○	
四番	右勝	○	○	○
五番	持	○	○	
六番	左勝	○	○	
七番	持	○		
八番	左勝	○	○	
九番	持	○		○
十番	右勝	○	○	○
十一番	持	○	○	○
十二番	持	○	○	○
十三番	左勝	○	○	
十四番	左勝	○		
十五番	右勝	○		○

〔承暦二年四月廿八日内裏歌合〕の勝敗について、廿卷本では全十五番中、左勝五、右勝三、持七である。持の割合は多いといえる。

〔寛治七年五月五日郁芳門院根合〕

番い 勝・持 『中右記』所収 『袋草紙』 『袋草紙』所載匡房評

一番	持	○			
二番	持	○			
	左勝	○	○	○	○
三番	持	○			
	右勝	○		○	
四番	持	○			
	持	○			
五番	持	○	○		
	無判	○			

「郁芳門院根合」に至っては、『中右記』所収の「郁芳門院根合」で、全十番のうち、左勝一・右勝一・無判一・持七という状況である。

頭房が判者をした二つの歌合の勝敗状況としては、ともに持が多い歌合であることが指摘できる⁽¹³⁾が、それを以て判者の評価に影響すると即断はできまい。頭房が持とした意味を考えるべきであろう。

三. 二つの判詞の検討

判詞は記録者等の所属する集団やその態度・姿勢によって書き様は変わり、伝わる内容も変わってくる。つまり記録者の立場によって、伝わる内容は相反したものになる場合もあると思われる。ここでは判者頭房の判定の記述をめぐって、二つの判詞より、判者としての態度について検討するものである。

まずは、「承暦二年四月廿八日内裏歌合（廿卷本系）」と『袋草紙』所引の判詞を並べて検討してみる。

〔廿卷本系〕

一番 子日 左勝 頭弁実政朝臣

君が代にひきくらぶれば子の日するまつの千年も数ならぬかな（二）
右 中宮権亮公実朝臣

「いづ方も難あらむ。申せ」とおほせらるるに、右の人「右は千年を数ならずといへり。あれはただ「千年をまつ」とあれば、ことのほかに劣れり。又まつといふこと隠したる、子の日の歌の例にあらず。添へたるとわざといひたると、いかでかひきくらべむ」と申すに、師賢、息の下に、「天の下にありとあらん人の待たん千年をば、少なくやはあるべき」とばかり申すに、右の人、「天の下に人の皆待つとも、同じ折の千年にこそあらめ。数ならずといひたるは、行く末はるかに遠くなむある」と、又まつを添へたるとはえ陳べ申さぬに、右の歌の難をつゆばかりも左に申す人なし。判者大納言、「右の歌はいみじうをかしうよき歌なり。左の歌は、ただ詠みたる二歌なれど、勝つ」と定められしこそ心得ざりしか。

判詞で問題になっていることは、二つある。一つは、左方の「千年をまつ」と右方の「千年も数ならぬかな」において、どちらが寿ぎの気持ち強いのである。もう一つは、左方の「千年をまつ」の「まつ」が、「松」と「待つ」の掛詞になっている点である。一般的に歌合は歌題にそって詠むもので、この場合、「子日」題であるので「まつ」は掛詞でなく「松」そのものをつかりと歌に詠み込むべきだといっている。

論難は、右方が有利に進めているが、「判者大納言、「右の歌はいみじうをかしうよき歌なり。左の歌は、ただ詠みたる二歌なれど、勝つ」と定められし……」とあるように、判者頭房は、右歌は大層良い歌である

と評価はする。しかし、左歌は歌として二級であるけれども、一番左歌は勝ちという歌合の伝統に従い、勝ちと判定を下した。この判定は論難の内容を受けていず、最初から勝敗はついていた様相である。

一方、『袋草紙』所引の判詞は、

『袋草紙』所引

一番 子の日

左勝

実政朝臣

子の日するあまたの人のひきつれて君が千年をまつとこそ見れ

公実卿

君が代にひきくらぶれば子の日する松の千年も数ならぬかな

右の人にて、匡房申す様「ひきくらぶるに、「松の千年の数ならず」と「君が千年をまつ」のほどこそ、生ひさきあさきにそへて、左の千年がすくなくなむ」と申す。師賢、「一人して待たばこそすくなくからめ、天下の人のみな心をよせて待らむ千年は、数知りがたくなくあるべき」といらふるに、あまたの人のまつほど、げに限りなき事なりとて、判者左勝とのたまふ。

とある。右方の匡房は「二つの歌を比べてみるところ、右歌の「(帝の御代と比べると)松の千年はもの数ではない」と、左歌の「(子の日の小松を引いた人が)帝の千年の齢を待つ」という時間の長さは、その人たちの生い先の短かさを考えると、左歌の千年は短いことになる」と右歌の優位を申したのに対して、師賢は「一人で待つならばその時間は少ないでしょうが、天下万民が心を寄せて待つ千年は、その人数は測り知れないでしょう」と答えると、その文言を受け「多くの人が待つのは、まったく限りのないことである」といって、判者は「左勝」と判定を下す。論難の内容を材料として、判定をしている。(もっとも、廿卷本系では、

師賢の発言に対して右の人が「天の下に人の皆待つとも、同じ折の千年にこそあらめ。数ならずといひたるは、行く末はるかに遠くなむある」と反論をしているが、『袋草紙』ではこのことをとりあげてない)

この点が廿卷本系の判詞と『袋草紙』所引の判詞との違いを表しているところである。判定態度はまったく違うものであることがわかる。廿卷本系では顕房が右歌を評価しつつも慣例により左歌を勝ちにする。『袋草紙』では師賢の発言を参考にして左歌を勝ちにしている。

続いてもう一例をあげる。

〔廿卷本系〕

十五番 恋 左

内蔵頭定綱朝臣

わたつみにみるめ求むる海人だにも千尋の底に入らぬものかは

(二九)

右勝

越前守家道朝臣

恋すとも涙の色のなかりせばしは人に知られざらまし (三〇)

右の人「左の歌はいづこに恋はあるぞ。海人だに千尋の底には入る、われも入らんと思ふらんもすずるがましき心地す」と言ふに、左も右も皆笑ひぬ。実政、「みるめこそは恋よ」と言へば、「さては海人のみすべき事なり」など言ふほどに、右勝つと定められぬ。何のみるめにかありけむ。千尋の底の心の浅きもみな見えにけり。

右方の、左歌はどこに「恋」の心があるのか、という問いから論難は始まる。左方の実政が「みるめ(見る目)」と「海松布」の掛詞が恋を表している」と言うが、右方は「それでは海人だけが恋をするようだ」などと言っているうちに「右勝つ」と判定された。左方は判者の心は浅いと非難した。

判定の根拠は「恋」題につながる語がないことだと、後掲の『袋草紙』の判詞「恋」と云ふ事なしとて負け了んぬ」より知られるが、廿巻本系だけだとそのことははっきりわからない。

『袋草紙』所引

廿番 恋

経信朝臣

わたつみに海松布もとむるあまだにも千尋の底にいらぬものかは
勝 弁乳母

恋すともなみだの色のなかりせばしはしは人にしられざらまし
「恋」と云ふ事なしとて負け了んぬ。経信卿記に云はく、「右難じて
意なしと云々。私にこれを案ずるに、上古の歌いまだ一定有らず、
かくの如きの躰有り。而れどもいまだ知らざる人、もしくはこの難
有るか。呼嗟悲しきかな」と云々。またこの事を知らざる事となす
の中、非意の事等の多き由を記す所なり⁽¹⁴⁾。

『袋草紙』では、判詞で「恋」と云ふ事なしとて負け了んぬ」と左が
負けた理由をはっきりと示している。ここではその理由についてさらに
詳しい説明はないが、後述する「郁芳門院根合」の五番の判詞において、
当該歌がその証歌としてとりあげられている。そこでは「千尋の底」は
相手への深い思いが例えられているので、「深き心」「深き思ひ」などと
いう言葉が必要である旨を述べている。

次の例は「郁芳門院根合」である。

『中右記』所収

左 先説

二位宰相中将雅実

あやめぐさひく手もたゆくながきねのいかであさかのぬまにおひ
けむ (三)

右

掌侍

君が代のながきためしにひけとてやよどのあやめのねざしそめ
けむ (四)

左方右大弁被申云、「右之歌、偏ニあやめと読テ、無草字。是
あやめは、本蛇の名なり。此草、依似彼体、あやめぐさといふ
なり。不具草之時、偏蛇也。如何」。右方判者被申云、「以菖蒲、
あやめといふ、古来常事也。尤今始テ不可有此難」者。而左方
人人私語云、「判者已有心右方、不可陳左右」者。有暫已為持。
左方歌、事外ニすぐれたり。為大憂。凡一題二首之時、頗歌之
詞之中、相替テ以撰入為興。而右方之歌、共祝之詞也。已無興。
判者被申云、「左方ハ歌体頗有一興。右方ハ事已寄祝。為持、有
何難哉」。

左方は、右歌に対して、二つの難を出す。一つは「あやめ草」でなく、
なぜ「あやめ」と詠んだのかということである。もう一つは、一つの歌
題に二つの組が番わされているのに、右方はその両方の歌が祝いの歌で
あり、興がないということである。
判者の判定の言葉は「左方ハ歌体頗有一興。右方ハ事已寄祝。為持、
有何難哉」とあり、左方の歌を評価するものの、右方の歌は「君が代」
などの詞で祝いの歌に仕立てている。祝いの歌は歌合で負けないのが慣
例なのでそれに従い、持としたということである。
これに対して、『袋草紙』所引の当該番いは、

『袋草紙』所引

二番 菖蒲

持

藤孝善^{経信代}

あやめぐさひく手もたゆくながき根のいかであさかのぬまにおひけん

入道師の上

君が代のながきためにひけとてや淀のあやめのねぎしそめけん左の人云はく、「あやめとは何をよめるにか。古歌にはあやめ草とこそよめれ、あやめは別物の名なり」。判者云はく、「さうぶをあやめといふこと、今日はじめず。いはれぬことなり。ただし、右歌はしたたかにつかうまつれり。左歌は、あさかのぬまによせて、ねをば引く手もたゆくながくとよみたる事、たがひたる心地すれども、すがた歌めきたれば、持と申す」。江記に云はく、「右方の人云はく、浅鹿沼の間、陸奥に在れば、京より一月の路なり。今日の事に逢ふべからず。引ける所の菖蒲は黄損せんか」と云々。永承四年殿上根合に、良暹の歌、「草」の字なくして撰入せらる。まして、右大弁通俊已に撰ぶ所の後拾遺にこれを入る。今難ずる所は、先後不覚なりと云々。

とある。判者顕房は、「さうぶをあやめといふこと、今日はじめず。いはれぬことなり」とあやめを菖蒲ということは今に始まったことでないと言ひ、「あやめ草」を「あやめ」というのを認めている。「ただし、右歌はしたたかにつかうまつれり」とあるが、「したたかに」というのは「手堅く」の意で、具体的には祝いの歌を詠んでいるということだろう。

また、「左歌は、あさかのぬまによせて、ねをば引く手もたゆくながくとよみたる事、たがひたる心地すれども、すがた歌めきたれば、持と申す」は、「あさかぬま」はその言葉より「底が浅い」を連想させ、あやめの根は長くならないはずであるのに、長いと詠んだのは、内容にそぐわないけれども、風体が和歌らしいので持と申したの意。『中右記』所収の「郁芳門院根合」の判詞と比べて、持と判定する説明も丁寧である。

続いて、もう一例をあげる。

『中右記』所収

五番 恋 左

先説題歌

伊与守顕季

さりととも思ふばかりや我が恋のいのちをかくるたのみなるらむ

(一七)

右

小別当 左兵衛督俊実

思ひあまりさてもやしばしなくさむとただなほざりにたのめやはせぬ

(一八)

左方申云、「右方之歌詞中ニ無恋字、已思之歌也。如何」。右方申云、「昔、天徳之歌合之中に、「あふことのたえてしなくはなかなか人に身をもうらみざらまし」者、此歌無恋字」。左方申云、「然者、此証歌、彼時負也」。右方申云、「尤不然、勝之歌也」。左・右大弁、頗有論。判者云、「件歌勝負、不慥寛、只今不可披見彼歌合」者。左方重申云、「去承暦殿上歌合、左之恋歌云、「わたつみのみるめもとむるあまだにもちひろのそこにいらぬものはは」、此歌、依無恋詞、已為負、彼時判者、已今日之判者也。如何」。而推為持、左方大憂也。

判詞は、左方より右歌に「恋」の字が詠み込まれてないことについて、その是非が論難されるというものである。右方は、証歌として「恋」字の入っていない「あふことの」の歌を示したが、判者顕房は答えられなかった。ついには顕房自身が判者を務めた「承暦二年四月廿八日内裏歌合」の「わたつみの」の歌の先例について、「恋」という詞がなくて負けとしたが、その時の判者は今日の判者であるが、どうするものであろうかと左方が言うと、やはり判者としての権限で持とした、というものである。

これに対して『袋草紙』では、

『袋草紙』所引]

九番 恋

持

源季卿

さりともと思ふばかりやわが恋のいのちをかくるたのみなるらん

右大臣

思ひかねさてもやしはしなくさむとただなほざりにたのめやは
せぬ

左の人云はく「右、恋といふ文字なし。いかが」と。右の人云はく、「天徳歌合に朝忠の歌に、「人をもみをもうらみざらまし」とある歌、世人の口に乗るたる名歌にしてかの時また勝となん定められけるとや」。左の人云はく、「承暦の歌合の時、左の恋の歌その詞なしとして負く。即ち、今日の判者大いもうちぎみなん、かの時も判じ給へる」と申せば、大臣云はく、「かの歌は、わたつみのはるかなるそこに海人のいれるよしをのみいひて「思ひ」「たのむ」と云ふ事もなし。古歌にも、詞にも恋ともなければ、持」となん。ぬ物なり。左右の歌同じほどなれば、持」となん。

とある。判詞では、頭房の発言が詳しく記されている。「かの歌は、わたつみのはるかなるそこに海人のいれるよしをのみいひて「思ひ」「たのむ」と云ふ事もなし」とする。その歌は、海の深い底に海人が潜ることばかりをいって、「思ひ」「たのむ」という言葉もなかった、と言う。歌語「ちひろのそこ」は、深い海の底の意であるとともに、相手に対する深い恋情を例えたものである。それを引き出すためにも「思ひ」「たのむ」などという語の必要性を説いたと思われる。また、古い歌において、歌中に「恋」という語がなくても、その気持ちが入っている歌は、どの

歌でもはなはだしい咎とはならないものであるともいう。また当該歌の場合、左・右の歌は同じくらいの出来栄えだから、持としたという。

頭房は、判者として歌語「ちひろのそこ」の使い方や古歌に対する「恋」題の詠みぶりなどにも言及した。頭房の確かな弁明である。この点を取り上げても、判者として評価できる面が認識できよう。

この二つの歌合にあるそれぞれ二種類の判詞を細かに検討すると、頭房批判に重点をおく甘巻本系や『中右記』所収の流布本に対して、『袋草紙』所引の判詞は、頭房の別の判者ぶりが見えてくる。頭房は判定をするにあたり、左右の方人らの意見に耳を傾けたり、証歌を示したりなどと、勝敗を決める根拠となることを明示していることが見受けられる。このことより頭房は、歌合判者として十分な力量は持ち合わせていたといえよう。

四：頭房の判者としての振る舞い

次に示す資料は、『栄花物語』（根合）に見える記事で、頭房が「皇后宮春秋歌合」において方人として、発言をしている様子を描いたものである。

……殿上の人々、左には、源大納言の頭中将、右にはやがて舅の隆俊頭中将。源中将は人にかへさるべくもあらず歌のよさあしさを定め、いとうつくしうぞものしたまひし。古きことにはとこそあれかくこそあれと、右の頭をよくいひ落したまへば、「あはれききたまへる口かな」と、上達部、殿上人ほめ申したまふ。……

右によると、「源大納言の頭中将」（頭房）は、左の方人として参加し、誰からも反論されることなく、歌のいい点と悪い点を評定し、大層立派に振る舞った。古歌の引用等を踏まえて、右方人の頭、隆俊の頭中将を言い負かし、「次から次へと口が回るなあ」と上達部や殿上人から賞賛

されたという。頭房はこの時二十歳であるが、歌を評するのに証歌をあげるなど結構なやり手として記されている。

またこの「春秋歌合」に頭房が参加し、衆議判を行つたらしいことは次の『八雲御抄』（巻第二・作法部 判者）に見える。

衆議判^マ付^レ詞則判者習也。又只衆議許^モ有^レ例。永承皇后宮歌合、頼宗、長家、頭房、兼房等各申^レ之。

右によれば、衆議判の記録を書き付けるのは判者の仕事だといひ、さらに衆議の例として、「永承皇后宮歌合」（天喜四年四月卅日寛子春秋歌合）があげられ、頭房はその歌合の中で衆議に参加していたと記されている⁽¹⁵⁾。

これらのことより、頭房は歌合の論難や衆議に参加しており、そこでは活発な意見を発表していたものと思われる。若き頭房が、歌合において活躍している様子^がうかがえる資料である。

次に頭房が持を多く出した理由については、「郁芳門院根合」に次のように見える。

後聞、右相府語人云、左右念人中、子孫已相分。今日好為持、尤自本小案也。仍頗判之間無興。左勝一首、右勝一首、持七首、未判一首。

頭房が語つたところによると、念人の中で子孫（家族）が二つに分かれているので、あえて持にしたという。そのため歌合の盛り上がりはなかったという。この記事より、歌の論評を下した若い時に比べ、勝負よりも人々との協調や融和を大切にしたいという態度^がうかがえる。

また『袋草紙』（判者骨法）には、

又郁芳門院根合之時、判者右方人に窃示云、一二番歌右勝也。然而依無益、所持判也^{云々}。如此之用意先蹤也。

と見え、判者頭房が窃かに右方人に言うことには「一・二番の歌は右が勝ちであるが、益がないので持にした」という。左歌を尊重した、このような配慮は先例であるとする。ここでも頭房は左・右方の融和を大事にしている。

さらに『袋草紙』（判者骨法）では、

郁芳門院根合時、六条右府為判者。一番左右歌講了後、左右方未申左右之間、判者被申云、可為持。依為一番也。二番歌読了後曰、左右可申各瑕。其後左右相互致難、後評定之。或時判者難之、又陳之、常事也⁽¹⁶⁾。承曆歌合時は、一番左右歌講畢後、関白殿仰曰、共有難事可申。此後方人難陳之。

と見える。「郁芳門院根合」の時は、一番について左・右歌を講じた後、左・右方人が何も論難を言わないうちに持とした。二番以降は左・右が論難をして、評定をしたという。ある時は判者が難じ、またそれに対して方人が陳ずることはいつものことであつたという。先に『八雲御抄』（巻第二・作法部 判者）でも触れたように、頭房は「春秋歌合」等で衆議に加わってきたが、判者としても衆議することは常に行つていたことがわかる。

頭房は若い時から歌合に方人として出席し、論難をしてきた。その内容はまわりから評価されるものであつた。後年、判者となるが、各番いに対しては根拠のある理由をつけて評定をしてきた。また判定をする前に論難することはいつものことであつた。その一方で、歌合の伝統に寄り添う判定や持を多くして、歌合を融和的に進めた。

五・まとめ

公的な盛儀の歌合判者になる条件は、身分の高い貴族であることや、重代歌人であることなどがあげられる。頭房は撰閲家にも天皇家にも繋がりがある重臣であり、権門歌人として判者を行うのは、責務でもあった。

判者としての頭房については、「承暦二年四月廿八日内裏歌合（廿卷本系）」の判詞を中心に研究が積み重ねられ、伝統に寄り添うばかりの判定や持が多いこと等により、その評価は低いものであった。

しかしながら、『袋草紙』所引の判詞や周辺の歌学書等に記された頭房記事を子細に検討することを通して、評価できるところも見えてきた。確かに頭房は、一番は左を勝ちとしたり、祝いの歌は勝ちにしたりするなど、歌合の伝統的なスタイルも守り、また持を多くするなどしたが、それは勝敗よりも歌合を融和的にすすめることを重んじたからである。

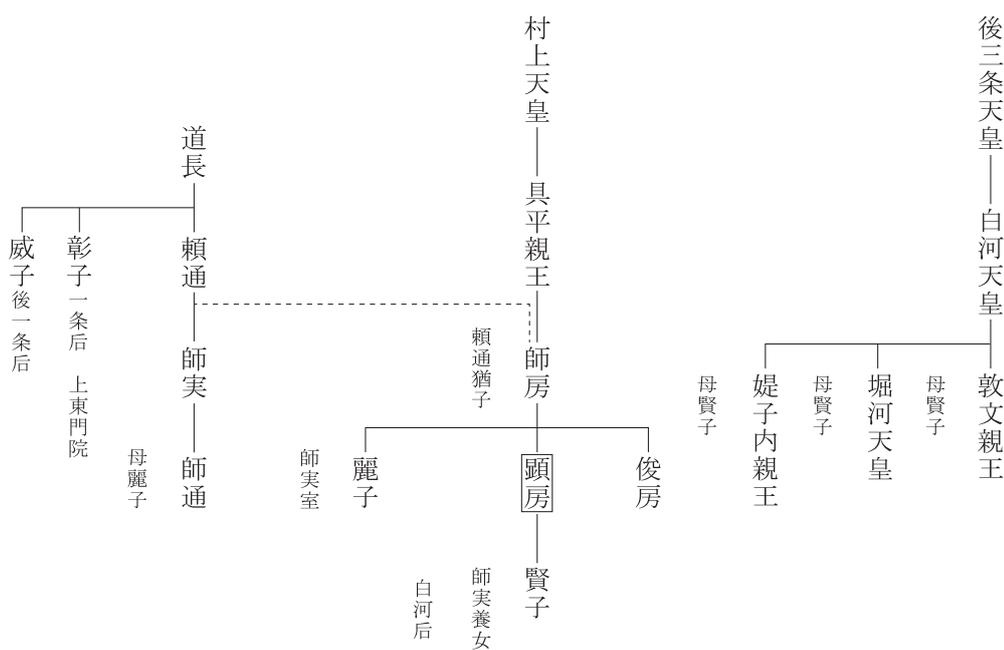
頭房は、若い時から「春秋歌合」等に参加し、方人などで活発に論難をし、その論難内容は回りからも評価されるものであった。後年、歌合判者となり、その番いを判定するにあたっては、証歌をあげるなど根拠を示した判定をしている。また判定を下す前には方人たちと論難するのは常のことであったという。時代の流れでもある論難の場（出席していた歌人たちに自由にして激しいやりとりの場）を設けたことも頭房の功績として評価されるべきである。

院政期という、歌合が伝統的で遊戯的なものから文芸性の高いものへと変わる転換期に、頭房は一方では歌合の伝統的な規範を守り、勝敗より左・右方の融和性を保つことに重きを置くとともに、他方では和歌の文芸性を高めるために論難する場を設ける、という二つの面を合わせ持つ判者であった。

付記

本稿第二節において、新出資料紹介として『二十卷本類聚歌合内裏歌合 承暦二年四月廿八日』をあげ、当該歌合六番の番いの持の判定は誤りであると指摘したが、最近、久保木哲夫氏（「承暦二年内裏歌合、二十卷本原本の出現」『国語と国文学』令和二年九月号）は、この新出資料並びに妙法院本（紙焼本）を調査され、妙法院本でもこの六番の判定は「六番 左勝」とあることを確認し、『纂輯 類聚歌合とその研究』に翻刻された妙法院本の翻刻に間違いがあることを指摘された。

【巻末参考資料】



注

- (1) 拙稿「源顕房の詠歌」(『総研大文化科学研究』一六号 二〇二〇年三月)。
- (2) 安井重雄氏は、歌合の判者となる条件として、重代歌人であることや身分の高い貴族であることを指摘している(『歌合における判者と主催者―藤原俊成に至る―』(和歌文学会関西例会口頭発表 令和元年七月六日(於・相愛大学))。
- (3) 顕房の関わった歌合には次のものがある。
 - ① 永承六年春内裏歌合(一四五) 歌人「二番歌」 顕房十五歳
 - ② 永承六年五月五日内裏根合(一四六) 歌人「一四、一八番歌」 顕房十五歳
 - ③ 天喜四年四月卅日皇后宮春秋歌合(一六三) 読師・歌人「九番歌」 顕房二十歳
 - ④ 天喜四年五月頭中将顕房歌合(一六四) 主催者 顕房二十歳
 - ⑤ 承暦二年四月廿八日内裏歌合(二〇三) 判者 顕房四十二歳
 - ⑥ 寛治七年五月五日郁芳門院根合(二二三) 判者 顕房五十七歳
- (4) 『平安朝歌合大成 増補新訂 二』(同朋舎出版 一九九五年)
- (5) 廿巻本は断簡のみ伝わっていて、その全体像はわからない。流布本は『大日本史料』所収の『中右記』寛治五年五月五日条から抜粋したものであるが、その全体像を把握できる本文である。以下、「郁芳門院根合」の本文は『中右記』所収のものによる。
- (6) 「これは、かつてないほど活発な難陳の行なわれた歌合せである。判者の権威によって勝劣を判決しえたと見られるのは、十五番のうち半数にたりない。多くは持に逃げている格好である。……判者の無能ぶりはとにかく、……」(同書三二七頁)
- (7) 「判者が故実を重んじ、一番や祝歌を左勝にし、全体で左方が勝つよう考慮した判定や、左右のはげしい対立をやらせようと、持を多くした配慮が、記録者には、因循姑息で優柔不断なものに思われ、我慢がならなかったようだ。」(同書一九五頁)
- (8) 「……二十巻本によれば、判者顕房は全十五番中、持が七番に及ぶなど穏健に開始した判定を行い、記録者は判者への不信感が露わである。……判者顕房には、歌の善し悪しを純粹に批評しようとする

意欲は全くなく、晴儀歌合として左方を勝たせるという使命のみが存しているのである。この歌合を見るかぎり、持は、判者が克明な批評を避けるための方便と化している観がある。……」（同書二五二頁）

(9) 「袋草紙所引の判詞と二十卷本系統の判詞の内容の違いについて、これまでは右の方人と左の方人がそれぞれの立場で書いたことによるといわれてきたのだが、右方、左方という枠組みにとられすぎないほうが本質がつかめるのではないか。むしろ判詞の編集目的に注目すべきであろう。」（同論文 九八〜九九頁）

(10) 「……判者は右大臣源頭房であるが、衆議判に近い面もあり、左右の論難の応酬は判詞に詳しい。二十卷本系は右方の、『袋草紙』下巻は左方の記録に拠ると言われ、二種類の判詞の存在は、この時代における詠作のあり方と、それを背景とした和歌批評の姿を伝えて意義深い。……」（同書七二三頁）

(11) 廿卷本系の判詞は右方の人が記録したものとされ、左方に肩入れする判者頭房を批判する書きぶりが目立つ。

(12) 以下、和歌を引用するにあたっては、特に断らない限り、勅撰集・私撰集・歌合は『新編国歌大観』に、私家集は『新編私家集大成』によったが、歌合は『平安朝歌合大成 増補新訂』によったものもある。散文等は小学館『新編日本古典文学全集』、歌学書は『日本歌学大系』によったが、『袋草紙』は『新日本古典文学大系』によった。引用に際しては、私に濁点・読点を付し、一部表記を改めたところもある。

(13) 「承暦二年四月廿八日内裏歌合」前後の代表的な歌合における勝敗、持（引き分け）状況を一覧にまとめたのが次の表である。

歌合名	左勝	右勝	持	未判
天徳四年三月三十日内裏歌合	11	4	5	0
賀陽院水閣歌合	5	3	2	0
承暦二年四月廿八日内裏歌合	5	3	7	0
郁芳門院根合	1	1	7	1
高陽院七番歌合	14	10	11	0

(14) 「わたつみの」の歌は経信の代作であるが、経信は、判者に対して「上

古の歌」（昔の歌）の「体」（姿・様式）には確かな決まりはない。この歌のような「体」はあるのだが、未だそのことを認識していない人が、あるいはこういつた難をひきおこしたのだろうか。悲しいことだと非難している。

(15) 片桐洋一氏編『八雲御抄の研究 正義部 作法部』（和泉書院 二〇〇一年）三三七頁参照。

(16) 鳥井氏は、前掲論文（九五頁）でこの部分について次のように言及している。

「……袋草紙によると、一番については即座に持と判定し、二番以降の判では左右の方人に論難させ、その後には評定したとある。つまり、承暦二年内裏歌合の方式を踏襲しているのである。「又陳之常事也」と、判者の評定について方人たちが異議をとなえるのは常のことであつたという。方人たちに自由な論難を許すからこそ判者批判もとびだすわけで、承暦二年内裏歌合も同様であるが、歌合の場において活発な議論を展開させるため、判者頭房がはたした役割も大きいと言えよう。」

二〇二〇年九月二八日 受付
二〇二〇年一月二七日 採択決定

Minamotono Akifusa's Activities as an *Uta-Awase* (Poetry Contest) Referee

HANAUE Kazuhiro

Department of Japanese Literature,
School of Cultural and Social Studies,
The Graduate University for Advanced Studies, SOKENDAI

Summary

Minamotono Akifusa was the second son of Tsuchimikado Udaijin, Minamotono Morofusa. He was a poet of the *waka* anthology chosen by the Emperor. Fourteen *waka* poems he composed were selected for the *Goshuiwakashu* (an imperial *waka* anthology) and other anthologies.

The purpose of this paper is to evaluate Akifusa's activities as an *uta-awase* referee in the history of Japanese *waka* literature by discussing Akifusa's judgment notes for the *Joryakuninen-dairi uta-awase* and *Kanjigonen-Ikuhomonin ne-awase*, of which he served as a referee, and by investigating his activities referred to in *Fukurozoshi*, *Yakumomisho*, *Eigamonogatari*, and other materials.

Previous studies that used the *Joryakuninen dairi uta-awase* as a major source to explore Akifusa's role as a referee resulted in low evaluations because his judgment was too traditional and that declared draws in many *uta-awase*. The reason for his attitude in judgement was that he emphasized harmonious proceedings of *uta-awase*.

He participated in *uta-awase* from a young age and was active as a member of the competing *uta-awase* teams, and his activities were highly evaluated.

As an *uta-awase* referee, he made decisions by giving examples and explaining the grounds for his decisions. Prior to making a judgement, Akifusa created opportunities for open and intense exchanges of opinions among the poets who were present, which should also be evaluated as one of his achievements.

This study demonstrates that in the Insei period, when *uta-awase* changed in its nature from traditional and playful to highly literary, Akifusa had two attitudes as a referee. One was to keep the traditional norms of *uta-awase* and emphasize the compatibility of the opposing teams rather than winning or losing. The other was to create opportunities for discussion in order to enhance the literary value of *waka* poems.

Key words: Minamotono Akifusa, referee of *uta-awase*, the Insei period, judgment of *uta-awase*, Akifusa's two attitudes